

女性政策の発展とジェンダー平等

岩手県盛岡市での拠点づくりの実践をインター／ナショナルな視点から読み解く

古 橋 綾*

1. はじめに

全国各地に男女共同参画センターや女性センターなどの施設が設置されている。そこでは男女共同参画やジェンダーにかかわる問題に関する情報が手に入ったり、セミナーなどが開催され市民が学習できたり、女性特有の問題について相談できる窓口があったりする。男女共同参画社会基本法は国の施策に準じた施策及びその地方の特性に応じた施策を策定・実施することを地方公共団体の責務（第9条）として定めており、センターの設置はその施策の一部である。そのため、それぞれのセンターにはその地域の女性たちが直面しやすい問題に対応するための機能が設けられており、センターの有無や事業の内容は、その土地の女性たちの生き方の歴史が反映されているともいえる。

国立女性教育会館の調査によると、女性／男女共同参画センターは全国に369か所あり（2023年8月23日現在）、岩手県内には、岩手県が設置する岩手県男女共同参画センターと盛岡市が設置するもりおか女性センターの2か所がある¹。本稿で取り上げるもりおか女性センターは、2000年に盛岡市中ノ橋のプラザおでって5階に開館した。「女と男がともに参画する社会をめざして女性をとりまく様々な問題を考え、解決するための施設」²として、学習・研修や活動促進・交流、女性相談、調査・研究、情報提供を行っている。センターの特徴として、女性の拠点を求める市民の声に呼応して設置されたことがあげられ、市民の声にこたえるという精神は現在の活動にも受け継がれている³。

本稿は、盛岡での女性のための拠点づくりの実践を、ジェンダー平等にかかわる政策の基本理念の国際的／国内的発展から読み解くものである。第2節では日本政府の政策の変遷を概観する。政府の政策は、ジェンダー平等（gender equality）を求める国連の取り組みに呼応して進展してきた。国際婦人年（1975年）、女性差別撤廃条約批准（1985年）、男女共同参画社会基本法制定（1999年）はその重要なターニングポイントとなる。歴史の流れを追いながら、先行研究や当事者の回想を手掛かりとしつつ、国連及び日本政府が出した宣言や計画などを確認する。第3節では、盛岡での実践を検討する。政府の政策により行動を起こす必要が生じた盛岡市と、粘り強く要望を重ねた女性の市民たちの活動を検討し、もりおか女性センターの開館までの歩みを追う。資料として、センター開設を求める市民運動の主体となったもりおか女性の会のメンバー、盛岡市青少年女性課の担当として女性センターの充実に尽力しセンター開館後

* 岩手大学教育学部社会学研究室

は担当職員として勤務した元盛岡市職員、開館当初から女性相談のスタッフとして働くもりおか女性センター副センター長のインタビュー⁴、さらに、これらのお話を裏付ける文書資料として、盛岡市議会会議録、男女共同参画情報紙「あの・なはん」、もりおか女性の会関連資料、新聞記事などを使用した。もりおか女性センターを扱う先行研究としては、開館に至る経緯を行政の側から説明した竹村(2000)と、センターで活動するグループについて詳述する藤原・三宅(2006)がある。本稿ではこれらの先行研究での記述を参考にしながら、インタビューにおいて3人が揃って強調した市民の働きかけという側面に注目する。第4節では、国連及び日本政府の政策の展開(第2節)と盛岡での実践(第3節)において、政策をどのように名指すかという部分でズレが生じていることを指摘し、その意味を考察する。

2. 政策と基本理念の発展

(1) 国際婦人年とその影響

戦後、新たに成立した日本国憲法では、性別にかかわらずすべての国民は法の下に平等であり、差別されないことが明記された。女性たちは、それまで与えられていなかった権利を持つことになった。しかし、女性と男性は異なる役割を持つと想定する社会的な枠組みは大きくは変わらず、男性は外で働き女性は家庭で家事や家族構成員たちのケアを担うものという性別役割分業を是とする意識に変化はなかった。家庭内でのケア役割を担う女性たちは経済的には男性の補助的な役割をする存在として固定され、経済的にも政治的にも力を持つことができない構造であった。そのため、憲法がうたったすべての国民が法の下に平等という理念は実現せず、女性への差別は続いていた。

このような性別役割分業は日本に限ったものではなかった。例えば、ベティ・フリーダンは、妻として生きる女性の生きづらさを「女らしさ」という強固な社会規範の存在から説明した(Friedan 1963)。1960年代後半にマイノリティたちによる社会運動が盛んになった時期、女性たちの権利を訴えるフェミニズムも盛り上がった。「個人的なことは政治的なこと」というラディカル・フェミニズムのスローガンが示すように、女性たちが日常生活で経験する困難は、個人的なものではなく社会的に解決されるべきという見方が示された。日本でも女性の権利と自由を求めるウーマン・リブが台頭していた。国際的にも国内的にも性別による格差の是正が急がなければならないという認識は広がっていた。

国連は1972年に開催された総会で、女性にかかわる問題について国内外で行動を起こすよう呼びかけ、1975年をInternational Women's Year(当時の日本語訳は「国際婦人年」として具体的な行動を協議することを決議した。この決議をもとに日本でも、女性に関連した対策を国が示す必要があると考えられるようになる。三木武夫内閣総理大臣(当時)は1975年の年頭あいさつで「婦人の地位向上を目指して一そうの努力」をすると述べた(労働省婦人少年局1977)。立法府においても、同年6月に「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上を図る決議」が衆参両院で採択された。決議では憲法第24条を確認し、女性が「能力を全面的に発揮しうる社会的環境が必ずしも十分とはいえず、賃金、雇用の機会をはじめ社会生活における事実上の男女の不平等が存在」しているとの認識を示し、「男女平等の促進」、「政治、経済、社会、文化の発展計画への婦人の十分な参加の確保」、「国際平和にとり増大しつつある婦人の役割の

認識]を目標として行動を行うと宣言した⁵。

第一回世界女性会議は1975年にメキシコシティで開催され、国際婦人年の目標を達成するための各国への指針である「世界行動計画」が採択された。行動計画では、平等の達成を「両性はその才能及び能力を自己の充足と社会全体のために発展させる平等な権利、機会、責任を持つべきこと」と説明し、そのために、「家庭及び社会の中で両性に伝統的に割り当てられてきた機能及び役割を再検討すること」を求めた。女性が不利な立場にある分野において必要な変革を促進することを促し、この変革は男性にとっても有益であると説明されている。具体的に、最初の5年間の目標として、市民教育の伸長や、あらゆるレベルの教育の機会の均等、女性の雇用機会の増大、政策決定に女性の参加を奨励することなどの14の項目が明記された(外務省国際連合局・労働省婦人少年局1975)。同年に開催された国連総会では、1976年から1985年を国連婦人の10年とすることを決め、各国に取り組みを促した。

この行動計画を受けて日本では、総合的で効率的な対策を推進するために、1975年9月、総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、1977年には「国内行動計画」をまとめた。「国内行動計画」では、施策の基本的な考え方を整理し、あらゆる分野への女性の参加の促進、女性の法制上の地位向上、健康や経済的な安定を掲げた。国が地方自治体に求めたものは、各分野の政策・方針等の決定に女性が参画すること、女性の役割が拡大していくことについて社会一般が理解を深めること、女性の力を涵養する社会的気運を高めることであった。

地方自治体でもそれぞれの地域の行動計画をまとめる動きが本格化した。岩手県でも1977年に女性に関する対策を担当する課が割り振られ、婦人対策懇談会が設置され、1978年に「岩手の婦人対策の方向」という行動計画が発表された。国の行動計画に沿う形で施策の基本的方向性をまとめたもので、「すべての婦人がより健康で、より充実した人生を送るために」という趣旨のもと、女性の地位向上や福祉対策、働く女性、自営業の女性、家事労働者の女性たちへの施策が示された(岩手県1978)。伊東(1985)によると、1984年4月までに42の県と7の政令指定都市において行動計画が策定された。計画策定の過程で各地域の女性たちへの意見聴取が多く行われたことが、その地域の女性たちの問題関心を掻き立て、活動を刺激したという(伊東1985:45-46)。

(2) ジェンダー平等概念の発展と限界

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択した。これは女性と男性の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを理念とする条約で、国連婦人の10年の運動の最大の成果であったと言われている(林2010:4)。日本も、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、高校の家庭科の男女共修化など国内法の整備を終えた後(三成他2011:22)、1985年に条約を批准した。

第二回世界女性会議は1980年にコペンハーゲンで開かれ、国連婦人の10年の後半の目標について話し合われた。さらに、1985年にナイロビで第三回世界女性会議が開催され、10年間の成果の検討と評価を行い、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下、ナイロビ将来戦略)を採択した。ナイロビ将来戦略は、国連婦人の10年の取り組みにおいて、「いくつかの国や地域では、婦人の地位が大きく向上したが」、「全体的な進歩はささやか」(パラグラフ34)であったと評価した。

さらに10年経った1995年には、北京で第四回世界女性会議が開催され、「北京宣言」及

び「行動綱領」が採択された。「北京宣言」では、女性が力をつけること（エンパワーメント）が強調されている。「女性の権利は人権である」（パラグラフ14）と宣言し、「あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダーに敏感な（gender-sensitive、以下、ジェンダー・センシティブ）開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須」（パラグラフ19）とする。ジェンダー・センシティブな政策とは、ある政策を実行する際に女性と男性にどのような影響があるか深く検討され、異なった影響が出る場合にはその是正が試みられている政策のことを指す。この考え方は、以降、ジェンダー平等を目指すために、あらゆる政策を決定するすべてのレベルにおいて考慮されなければいけないものとして、ジェンダー主流化という概念で広まり、世界の潮流となっていった。さらに宣言は、「女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等（gender equality）と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する」（パラグラフ24）と続ける。日本政府の定訳はgender equalityを「男女平等」と訳してしまっているため分かりにくいのが、gender equalityという用語が語られる際には必ず、女性や女兒への差別の認識とその撤廃が前提とされていることが分かる。

「行動綱領」は、「北京宣言」で語られたことを実現させるために、12の項目についての現状の調査と戦略目標、とるべき行動が記された。具体的な項目は「女性と貧困」、「女性の教育と訓練」、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性と武力紛争」、「女性と経済」、「権力及び意思決定における女性」、「女性の地位向上のための制度的な仕組み」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女性と環境」、「女兒」であり、それぞれに詳細な解説がされている。この会議には世界中から約31,000人が集まり、日本からは約5,000人が参加した（藤原1998：81）。そこで学んだ人たちがその後の国内の状況を動かしていくことになる。

世界女性会議で採択された行動計画に合わせ、日本では、1977年に制定した「国内行動計画」を1987年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」に作り直した。しかし、日本国内では、女性にかかわる政策で使われる用語が1990年代以降に微妙に変化する。まず、womenはこれまで「婦人」と表現されていたが、「女性」に変更された。「女性」は「男性」と対になる言葉であり、社会的には「婦人」より「女性」という言葉が頻繁に使われるようになっていたことがその理由である。「参加」は「参画」や「共同参画」という言葉で表現されるようになった。それまでは「参加」と訳していたparticipationだが、ナイロビ将来戦略で登場したfull participationを「共同参画」と表現したという（坂東2004：115）。現在も使用される「男女共同参画」という表現は、1991年4月に提出された婦人問題企画推進有識者会議の提言で初めて使われた。提言では、「婦人問題」は「男女共同参画型社会システムの形成」を目指して行われる必要があると訴えた。この提言を受けて、1991年に策定された「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」にも、婦人問題の施策の推進のために「男女共同参画型社会の形成」が必要であると記され、これ以降、それまで婦人問題や女性問題と呼ばれていた政策は男女共同参画と呼ばれるようになった。国際的に使用されるジェンダー平等という概念は女性への差別とその撤廃の要求が前提とされていたが、男女共同参画という概念ではその背景としての女性差別という意味合いが感じられなくなってしまった。

1994年には婦人問題企画推進本部が改組され男女共同参画審議会となり、1996年7月に「男女共同参画ビジョン」を答申する。この答申では、「男女共同参画社会」を「男女が、社会の対

等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定している。審議会は1997年に常設機関となり、男女共同参画社会基本法の成立のための作業に入る。

1999年に成立した男女共同参画社会基本法は「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する」ための基本理念を示し、国、地方自治体、国民がそれぞれ男女共同参画社会の形成に寄与しなければならないことを定めている。地方自治体の責務として、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」が示される(第9条)。具体的には都道府県は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」を定めなければならないとされ、市町村は、基本的な政策を定めるように努めなければならないとされている(第14条)。この頃すでに多くの地方自治体で基本計画が策定されていたが、法律で定められたことで、その重要度はより高まった。

(3) 女性のための拠点づくり

人々が集まり行動を起こすためには、それを可能とする場所が必要である。場所があることで人が集まり、そこからまた新しい活動が生まれていく。「女性が、女性解放とか女性の地位の向上のために、自力で、活動の拠点として建てた」建物としては、1900年に建てられた日本キリスト教婦人矯風会の慈愛館が最も古い(中村・志熊1995:27)。その後も婦人会館と呼ばれる女性たちの活動の拠点として建てられた建物は、女性たちの活動の広がりとともに増えていった。1948年に不良マッチ運動撲滅運動を展開した主婦連合会での活動で知られる奥むめおは、活動拠点を作るための建設資金を一口20円の募金で集めた。7年間かけて全国を歩いて募金を集め、1956年に主婦会館が開館した。すでに開館していた婦人会館とのネットワークを作るために、「婦人会館を語る会」が主婦会館で開催され、19の会館からの参加があったという(中村・志熊1995:32)。この会はその後も毎年続けられ、1961年に全国婦人会館協議会(現在は全国女性会館協議会)に発展し、現在もネットワーク活動を続けている⁶。

国や地方自治体が女性の拠点づくりに乗り出したのは、やはり国際婦人年以降の女性にかかわる政策の盛り上がりの影響がある。国立の施設としては、国立婦人教育会館(現在の国立女性教育会館。以下、NVEC)が文部省(当時)の附属施設として1977年に開館し、女性たちの情報交換や学習の拠点となった。NVECで開催されるイベントや講座に参加するために全国各地から女性たちがやってきて、相互交流が生まれた。

地方自治体主導の女性センター建設は、1970年代から盛んになった。それまでも女性を対象として自治体がサービスを提供する場所として、農林水産省が管轄する農村婦人の家や労働省(当時)が管轄する働く婦人の家があった。それぞれ、農業に従事する女性や職業を持つ女性たちの福利厚生を担った施設である。女性センターがそのような施設と異なるのは、性別による格差の是正のために市民たち(特に女性たち)のエンパワーメントを行うことを主目的とした点だ。多様な講座やイベントを開催し、個々人が抱く生活上の悩みへの解決策を考えたり、知識や技術を身に付けその後の活動に活かせるようにしたりすることを重視した。桜井(1997)は、女性センターは企画する講座やセミナー、収集される図書や資料、実施される相談事業のすべてにおいてジェンダー・センシティブな視点が貫かれていなければならないという(桜井

1997:176-177)。そのような点において、既存の施設とは大きな違いがあった。

しかし、実際には女性センターを運営するのは自治体であるため、「女性センターで実施される事業は自治体の女性政策を色濃く反映」（桜井1997:171）する。自治体の女性政策にジェンダー・センシティブな視点が貫かれていない場合は、女性センターの意義を生かすことができないという問題があった。桜井によると多くの自治体では、「ジェンダーの視点から女性政策を独自に策定するというよりも、福祉政策や教育政策のなかに包摂ないしはそれで代替してきた」（桜井1997:171）ために、女性の社会参加は「生産労働以外の社会活動への参加に縮小解釈」（桜井1997:176）されてしまう傾向があった。女性たちの拠点が、「北京宣言」で強調されたあらゆるレベルにおける女性の地位向上の助けになるものとして存在し続けるためには、自治体の姿勢を監視し続ける市民の存在が必要であった。

3. 盛岡市での拠点づくりの実践

(1) 女性団体の集結

盛岡市で活動する女性団体は、戦後から1960年代までに全国規模の運動を担う女性団体の支部が設立され始めるが、その数は多くなかった（竹村2000:148）。女性解放を求める運動であるウーマン・リブは日本でも1960年代から1970年代にかけて盛り上がりを見せていたが、盛岡ではその影響はあまり見られない⁷。1970年代以降、消費者関連団体やボランティアグループが結成され始めたり、国際婦人年の影響で自治体により企画されたイベントへの参加をきっかけとして結成されたりした団体も登場する（竹村2000:148-149）。例えば、岩手女性史勉強会は1976年に盛岡市立図書館の利用者団体の教養部の活動として発足し、「一般的な岩手の歴史にない女性の立場や風習を掘り下げ確かめること」を目標に活動をした（国立婦人教育会館1979:31）。

1975年に始まった国際婦人年の波は、岩手県や盛岡市にもやってきた。前述のとおり、岩手県では1977年に担当課や懇談会を設置し、県内の女性にかかわる調査の実施や目標の策定に着手した。盛岡市では少し遅れて1984年に女性にかかわる施策が始まった。まず、福祉部に青少年婦人室が設置され、女性に関する窓口が開かれた。青少年婦人室は「あの・なはん⁸」という情報誌を発行し、市が取り組む女性関連政策の広報をした。「あの・なはん」の作成は盛岡市民の女性たちがボランティアで担い、市民目線での情報の整理と発信を試みたことが特徴的である。

次に、盛岡市婦人懇談会が設置された。婦人懇談会は1985年に市長に「婦人問題に関する当面の課題について」を提言する。それを受け、盛岡市は「婦人問題解決のため行政や市民などの取り組むべき目標や課題を示すとともに、施策の基本的方向性を明らかにするために」「盛岡市婦人行動計画」を1987年に策定する。計画の主要課題は、(1)男女平等の意識づくり、(2)働きやすい条件づくり、(3)婦人の健康づくり、(4)婦人福祉の向上、(5)社会参加の促進、の5項目だった。市民の役割として、一人ひとりが真剣に考え「女性に対する偏見や性による固定的役割分業意識を取り除いていく努力」を求め、とりわけ女性自身に対し、「男女の不平等、性による優劣の意識を当たり前のこととあきらめないうで、自らがそれを取り除く努力と熱意を持たなければ」ならないと説いている（盛岡市1987）。

青少年婦人室は、盛岡で活動する女性団体の調査を行い、今後、実際に活動を担っていくことになる地域の女性たちの状況を把握しようとした。1989年9月には、盛岡市婦人団体情報交換会を開催し、市内で活動する女性たち約30人が集まり、互いの関心を分かち合う時間を持った（「あの・なはん」No.8）。参加者からの反応は良く、1990年と1991年にも情報交換会が開催された（「あの・なはん」No.12, No.16）。これらの集まりを通じ、女性団体のメンバーたちは、女性たちの力を高めていくためにネットワーク組織を作ることを決めた。さらに、彼女たちは女性たちが気軽に集まれる場所が必要であると考えた。

1991年からネットワークづくり準備会が結成され、1992年4月、もりおか女性の会として発足することになった。幅広い団体に呼び掛けたネットワークづくりは県内では初の試みであったという。集まった団体は、盛岡市交通安全母の会（会員10,000人以上）、盛岡市婦人防火クラブ連合会（会員5,000人以上）、盛岡市農協婦人部（会員1,000人以上）、盛岡市働く婦人の家利用者連絡協議会（会員1,000人以上）などの大きな団体から、盛岡高齢化社会をよくする女性の会など会員20人前後の小さなグループもあった（『岩手日報』1992.4.7）。活動の中身も、全国地域婦人連合などの戦前からの歴史を持つ団体や、農協や教職員、助産師などの職能団体、ゴミ問題に取り組む団体や生協などの消費者団体、ボランティア団体、趣味の集まりなど多様であり、盛岡市内で活動する女性たちが思想や信条を超えてつながるネットワークとなった。初代代表の伊藤トクは、会の結成の意義について、「近年は女性の活動の幅が広がっている」ので、多様な団体と「交流をしながら共通課題を見出していきたい」、国連婦人の10年の運動の影響を受けて、「やっと岩手でも自分たちの問題として受け止められ、行動に移せるまでに根付いてきた」と語っている（『岩手日報』1992.4.14）。もりおか女性の会は「すべての女性と交流を深め、共に考え行動し、励ましあって自立を目指していく」を目標とし、活動を始めた。

会の活動の一つ目は学習のための企画の展開であった。学習会や映画鑑賞会、盛岡市から委託を受けて推進した連続講座「盛岡女性塾」、盛岡市との共催事業のイベントである「トレンディ・トーク」などを行った。これらの企画では、盛岡の女性の実情や今後必要な政策について一緒に学ぶ機会を提供していた。ここで学んだ女性たちがその後の活動を担うケースもあった。二つ目に重要な活動は1994年に始まった女性センター建設委員会の活動である。もりおか女性の会で活動する女性たちは、会の発足前から女性たちが気軽に集まれる場所を求めている。前述のようにこの頃、全国的には行政が主導して女性のため施設を設立する動きが盛んだったが、盛岡ではまだ積極的な動きは見られず検討段階にとどまっていた。そのため、センターの建設を訴え、その中身を具体的に検討する活動を行った。

（2）市民たちの女性センター

盛岡に女性たちの活動拠点を求める声が、最初に市議会で取り上げられたのは、1988年のことである。盛岡市婦人懇談会のメンバーであった鈴木礼子議員が、9月の定例会で、女性に関する問題に対応する市内の体制づくりや予算規模、雇用における男女平等などを質問しながら、横浜で開館した「フォーラム」という女性の活動の拠点となる施設を例にあげ、盛岡市でも施設の建設を考えてみてはどうか、と提案した（盛岡市1988：119）。続いて1990年3月の定例会で下上マツ子議員が、沖縄で開催された日本女性会議とウナイフェスティバルに参加し、その時の体験を紹介しながら、盛岡市でも交流の場が持たないかと問い、郵便局跡地⁹を使え

るのでと提案している（盛岡市1990：140、143）。他の地域での盛り上りを直に体験した女性議員が、議会の場で提案したのである。

ところで、盛岡市は、1986年に「盛岡市新総合計画」を策定していた。新総合計画には婦人行政の推進が明記されており、前述した「盛岡市婦人行動計画」は、市の総合計画を根拠として作られたものであった。国際的には国連婦人の10年が終了し、ナイロビ将来戦略が採択されていた。政府も地方自治体に対し充実した施策を行うことを求めている。このような雰囲気の中、1990年3月に示された「盛岡市新総合計画後期計画」には、平成6（1994）年度の調査事業として「女性センターの建設」があげられていた。しかし、前述した下上マツ子議員の質問に対し、市長は大きなプロジェクトがたくさんあるため女性センターに関しての議論は「かなり後の方になるんじゃないか」というような感じも受けますが、まずは検討させていただきたい」（盛岡市1990：149）と答えている。この発言から、市は女性センターの建設をこのときにはまだ積極的に推進しようとはしていなかったことが分かる。

この頃、盛岡市婦人団体懇談会は、1990年6月と1992年3月に女性センターの建設を市長に提言した。もりおか女性の会も1994年に二度に渡り要望書を市に提出し、女性センターを作ってほしいと訴えた。もりおか女性の会が最初に提出した要望書では、女性の自立や社会参加の促進を図るために、資料や図書の閲覧と貸し出しができる情報ライブラリー、コンサートなどに利用する多目的ホール、裁縫や工芸などができる生活工房、女性の諸問題の相談に応じる相談室、活動の交流や展示に使えるオープンスペース・交流ラウンジなどの機能をもつ女性センターが必要だと訴えた（『岩手日報』1994.3.15）。

政府からは女性施策の推進を求められ、懇談会や市民たちからの訴えもあり、盛岡市はついに女性センターの建設計画を具体化させる。1995年に発表した「新盛岡市女性行動計画（なはんプラン21）」に1999年までに達成する目標の一つとして「（仮称）女性総合センター建設」を掲げた。同年3月8日には、市議会本会議で市長は女性センターの建設場所として盛岡郵便局跡地を検討していることを初めて明かした（盛岡市1995：100、『岩手日報』1995.3.9）。

女性センターが設置されることが決まると、もりおか女性の会では、センターの中身をどうするか繰り返し議論をした。独立した施設とするのか合築施設とするのか、スペースをどのように使うのか、運営主体をどうするのか、名称をどうするのかなどについて、女性の会は盛岡市に対し全部で8回、要望書を提出している（もりおか女性の会資料）。

1996年に青少年女性室の担当職員となった赤沢千鶴は、他地域の女性センターの様子を学ぶために全国各地のセンターへ視察を重ねた。女性の会のメンバーもそれに続き、仙台や横浜などを訪問し、お手本となるような機能を学んだ（赤沢さんインタビュー）。学んだことをもとに、空間や備品の一つ一つをどのようなものにするか徹底的に話し合ったという。例えばトイレの空間配置も議論になった（三田村さんインタビュー）。実際に現在も女性センターの女性用のトイレは、他の施設とは異なる配置となっている。広めの個室は入り口から少し奥まった場所にあり、入り口近くには大きな鏡と使いやすい高さの台を備える一人用のパウダールームが2つ、その奥には着替えができるスペースがある。化粧直しなどをする際に他人に見られず、かつ閉鎖的でもない空間だ。そのほかにも、女性センターには子どもたちが自由に遊べる子どもの部屋、調理が可能な生活アトリエ、誰でも入りやすい開放的な交流コーナーが配置されている。子どもの部屋の奥には子ども用のトイレと足洗い場、生活アトリエには木作業を行うためのがっちりとした机、交流コーナーは人の動きに合った柔らかな形のテーブルが備え

られていた(高橋さんインタビュー)。机などは時代によって変化したが、スペース自体はセンターが開館してから現在まで同様の使われ方をしている。

盛岡で計画段階から市と市民が協働して女性センターを建設したという点は全国的に注目を集めた。1999年8月にNWECで開催された女性学ジェンダー研究フォーラムへの参加は女性の会のメンバーにそのことを再確認させた。もりおか女性の会のメンバーは、盛岡と同時期に女性センターがオープンする鹿児島県の団体と共同で、「来てみて、しゃべって、手作りセンター」ワークショップを運営した。このワークショップには、約80人が参加し、部屋から人があふれそうだったという。もりおか女性の会のメンバーは、市内の団体を集めて女性の会を結成したこと、継続的に市へ要望を続けたこと、盛岡女性塾を開催しセンターで働ける人材を育てたことなどを報告した。参加者からは多様な経験談やアドバイスが寄せられた(『岩手日報』1999.8.17)。なにより、盛岡で市民の力でセンター建設を実現させることに驚き、感心してくれたという(三田村さんインタビュー)。

もりおか女性センターは2000年6月1日に開館し、6月23日と24日には、開館の集いが盛大に執り行われた。記念セレモニーだけでなく、それぞれの団体が取り組み課題を共に考えるワークショップや、起業を目指す女性のためのマーケットなどのイベントが企画された(『岩手日報』2000.6.17、6.25、6.28)。センターが開館した後も多様な企画が実施された。『岩手日報』で確認できるだけでも2000年6月の開館から12月までの半年の間に「就学前のふたご・みつごの家族交流会」(『岩手日報』2000.7.14)、「わたしのまちで働きたい・働き続けたい」(『岩手日報』2000.7.27)、「あなたの常識を斬る(瀬地山角講演会—盛岡女性塾)」(『岩手日報』2000.7.27)、「21世紀の女性センターを考える in 東北」(『岩手日報』2000.8.30、10.5)、「ここからだの劇あそび」(『岩手日報』2000.10.21)、「あなたのおっぱい大丈夫? 乳がん早期発見・早期治療講座」(『岩手日報』2000.11.4)、「ボクが〇〇になった理由(男性向け講座)」(『岩手日報』2000.11.4)、「護身術講座」(『岩手日報』2000.11.15)、「地域女性史を紡ぐ(女性史入門講座)」(『岩手日報』2000.11.28、12.20)などが開催されたことが確認できる。就労や育児といったこれまでも女性にかかわる問題とされてきたことだけでなく、自身の安全や健康など身体にかかわること、地域の歴史の再発見など幅広い観点からの学びが提供されていることが分かる。女性だけではなく、男性が自身の生き方を問う講座も開館初年から開かれていた。

(3) 女性センターという名称

政府が1990年代から、男女共同参画という表現を使用し始めたことはすでに述べた。それに倣い女性のための総合的な施設を男女共同参画推進センターなどの名称に変更する地域も多かった。もりおか女性センターが開館する2000年には、男女共同参画という名称は、すでによく知られるものであった。新たに作られるセンターを、男女共同参画を冠した名称にするように求める声もあったという。それにもかかわらず、もりおか女性の会は、女性センターという名称にこだわった。このことについて初代の所長に就任した金子貞子は、「長い時間をかけ、市民が勝ち取ったセンターは目的もはっきりしている。社会や家庭など本県の現状を見ても女性は男性にくらべてまだまだ不利な立場にいる。まず女性を支援する場であることを明確にし、後発の良さを生かしながら背伸びせずにじっくり進めたい」と説明した(『岩手日報』2000.5.31)。女性たちが不利な立場にあるという実情を見据え、女性たち同士のエンパワーメントを信じ、女性たちの力で社会を変えていくのだという気持ちを込めた名称であったこと

が分かる。

しかし、このような気持ちがすべての人に理解されたわけではない。開館してからも改名の危機は何度も訪れたという（赤沢さんインタビュー）。例えば、肴町にあった働く婦人の家と女性センターが統合されることになった2004年には、ふたつの施設の名称を男女共同参画センターという名称に変更しようという案が持ち上がっている。女性の会は「それまで市と共同で女性センターを作ってきた」のにもかかわらず、一方的な変更は許されないとして、女性市議らとともに名称を変えないように要望している（『朝日新聞』2004.12.14）。結局、この時にも名称は変更されず¹⁰、現在に至っている。

4. ジェンダー平等と男女共同参画のズレ

前述したとおり、1995年の「北京宣言」において、ジェンダー・センシティブな政策の必要性が確認され、ジェンダー平等という概念が広まった。宣言で強調されたことは、女性への差別が残っており、その克服が必要であるということであった。宣言は「女性と男性の間の不平等 (inequalities between women and men) は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしている」（パラグラフ5）ことを認識する必要があると述べる。さらに、「女性のエンパワーメント」「社会のあらゆる分野への平等を基礎にした女性の完全な参加」は社会の基本であり（パラグラフ13）、男性に対しては「平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励」（パラグラフ25）している。つまり、国際社会では、女性差別の存在を前提とし、その克服を核心とするジェンダー平等を目指すことを各国に求めていたのである。

一方、日本の男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会」は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義される（第2条）。その形成にあっては、男女の人権を尊重し（第3条）、男女が社会の対等な構成員として政策等の立案・決定に参画する機会を確保する（第5条）など、「男女」が「対等に」「均等に」という点が協調されている。性別による不平等の存在には触れず、すべての文言で（「男」が先で「女」が後である）「男女」という用語が使われている。

西山（1995）は1995年に発表した論考で、女性にかかわる国の政策が、1975年の頃よりも後退していると指摘した。1975年当初は日本も国際機構に倣い「平等」や「婦人の地位向上」を掲げていたが、1990年代に「共同参画」というスローガンに変更したことで、「男女の違いが維持されたままでの、相補性や相互依存」が行われるようになり、「根本的な女性差別の解消の条件についての認識を欠いている」（西山1995：33）と批判する。つまり、共同参画という用語では性別による不平等が見えてこず、不平等を作り出している社会を変化させることは難しいということだ。

この批判は、多文化共生という概念への批判と比較すると理解しやすい。外国人政策において使用される多文化共生という用語は、1990年代に外国人支援をするNGOなどで使われ始め、2000年前後に一部の地方自治体で政策用語として使われ始めた。その後、2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、政府として初めて多文化共生という用語を

使用した。このプランにおいて総務省は「多文化共生」を、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義する。しかし、このような多文化共生の概念はマジョリティとマイノリティの不平等な関係を覆い隠すと指摘する声がある。

ほとんどの場合、マイノリティや社会的に弱い立場に置かれている人にとって、マジョリティとの共生は、好むと好まざるとにかかわらず、常に直面せざるを得ない「前提」である。しかも、多くの場合、マジョリティによって権利を侵害されている、あるいは認められていない状態にある。そのため、マイノリティがマジョリティ側に何かを要求する場合、「多文化共生」といった抽象的で丸みを帯びた言葉を使って「多文化共生を実現してほしい」と言うことはない。マイノリティの立場からすれば、むしろ「自分たちのこの権利を認めてほしい」「侵害しないでほしい」といった形で切実な要求を掲げるのが自然なのである。(ハタノ 2006 : 55-56)

国際婦人年から一貫して訴えられてきたことは、女性たちも意思決定に参加させてほしい、活動する機会を奪わないでほしいという要求であった。共同参画という用語ではむしろ、どの集団が権利を侵害されているかということが見えなくなってしまう。西山が指摘するように、「性差別の解消や平等社会の達成がまだ困難にある状況の中で、「共生社会」「共同参加・参画」へのすりかえは、この認識(根本的な女性差別の解消の条件についての認識—引用者)を薄める方向に進んできた」(西山 1995 : 33)といえる。

「男女共同参画」という用語はナイロビ将来戦略で登場した full participation を「共同参画」と表現したことに始まったとすでに説明した。ナイロビ将来戦略には full participation という用語が 9 回登場するが、女性と男性が共に参画するという意味を持つ文章は一つもない。「開発への女性の」(パラグラフ 42)、「男性の領分とみなされていた分野への女性の」(パラグラフ 84)、「経済分野における女性の」(パラグラフ 197)、「意思決定過程への女性の」(パラグラフ 248)、「障害者女性の社会への」(パラグラフ 296)、「少数民族女性の」(パラグラフ 302)、「異なった国の女性たちと交流するための」(パラグラフ 357) 完全な参加について書いており、全て女性の参加について述べているものであった。つまり、女性の参加の機会を守るための手立てをとる必要があることを述べるものである。あえてそれを述べる必要があるのは、それらの女性の参加の機会が著しく奪われているからである。女性の参加について書かれている文脈を、男性と女性が共同で参加すると読み替えてしまったのでは、なぜ女性に対する政策を実施しなければならないのか見えてこない。男女共同参画という用語は、女性差別の存在を前提としたジェンダー平等を目指すという政策の意味と意義をかく乱し、問題を見えづらくしてしまうという効果を持った¹¹。つまり、日本政府は、ジェンダー平等を男女共同参画と翻訳し、その用語を国内に流通させることで、差別を不可視化し内包したままの「人権の尊重」や「活力ある社会の実現」に突き進んだのである。不可視化された差別は社会の当たり前のものとされ、差別を差別と認識できないような社会を作る。

一方で、もりおか女性センターは男女共同参画社会基本法が制定された翌年に開館したが女性センターという名称で出発した。すでに述べた通り、開館当時も、開館後も、男女共同参画を冠した名称に変更する動きはあったが、女性センターの建設に尽力した女性たちは、女性センターという名称にこだわった。その理由について尋ねると、三田村さんも赤沢さんも、当然

のように答えた。

女性問題はね、本当に解決されていないものがいっぱいある。(三田村さんインタビュー)

あえて女性センターでなければならないということは、それは強く言いました。だって女性センターの方がさ、女性センターは何するところって女性の問題を解決するところだっていう時に男女共同参画センターだったらさっぱり説明がつきにくいから、やっぱり女性センターでなければならないとみんなで言って。それでそうになりました。(赤沢さんインタビュー)

女性差別の存在を感じながら生きる生活の中で、女性たち自身が力をつけることが何より大切だと考えていた彼女たちにとって、国の政策が男女共同参画という名称にかわったとしても、自分たちが盛岡市と共同で作らあげた拠点は女性センターであることが当然であった。

5. おわりに

本稿では、ジェンダー平等にかかわる政策について1970年代から始まる国際的な流れを概観し、日本政府がどのように対応してきたかを確認した。さらに、実践を託された地方自治体での事例として岩手県盛岡市が設置したもりおか女性センターの開館までの様子をインタビューや当時の資料をもとに明らかにした。これらの分析により、政策をどのように名指すかという部分でズレが生じていることを発見した。盛岡で行われたローカルな実践は、差別の不可視化というナショナルな目論見を超えて、差別の存在の認識とその克服を核心とするジェンダー平等というインターナショナルな精神と交わったといえる。

世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数で、近年、日本は毎年のように順位を落としている。2023年のランクは146か国中125位でOECD国家の中では最下位であった。差別を不可視化してきた歴史の結果が、このランクに示されているといえるのではないだろうか。もりおか女性の会がこだわった女性センターという名称は、2024年現在においても、当然な名称であると言えそうだ。差別の存在を見据えたジェンダー平等や、あらゆる政策において女性と男性への影響を検討するジェンダー主流化という観点から社会の事象を捉えなおすことの重要性を、今一度深刻に考える必要があるだろう。

【註】

- 1 女性情報ポータル Winet「女性関連施設データベース」<https://winet.nwec.go.jp/sisetu/?cl=on> (2024年2月13日最終閲覧)
- 2 もりおか女性センター紹介リーフレット
- 3 女性相談には毎年1,500件以上の相談が寄せられており(2020年度1,732件、2021年度1,917件、2022年度1,544件)(盛岡市2023)、近年は男性やセクシュアルマイノリティの人を対象とした相談事業も行っている。調査・研究事業においては、例えばコロナ禍での調査として2020年8月から9月に盛岡市に在住するひとり親家庭にアンケート調査を行い(回答者100人。内訳は母子家庭99人、父子家庭1人)、その困難を明らかにした(もりおか女性センター2020)。コロナ禍においてひとり親家庭の窮状が全国的にも注

女性政策の発展とジェンダー平等

目されるなかで、いち早く調査に乗り出し、市民の生の声を多く集めていることは注目に値する。

- 4 インタビューの詳細は以下の通り。

2022年4月28日14:00～15:30 高橋和佳子さん（もりおか女性センター副センター長。開館当時から現在まで女性相談員として勤務）

2022年8月10日15:30～17:00 三田村園子さん（もりおか女性の会会員。1990年代よりセンター建設委員などで活躍し、現在も女性センターの夜間業務を担当する）

2024年1月23日11:30～14:00 赤沢千鶴さん（元盛岡市職員。1996年～2000年青少年女性室、2000年～2004年もりおか女性センター）
- 5 参議院ホームページ「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上を図る決議」https://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60_shiryoku/ketsugi/075-16.html（2024年2月13日最終閲覧）
- 6 全国女性会館協議会 <https://j-kaikan.jp/>（2024年2月13日最終閲覧）
- 7 ウーマン・リブを名乗りはしなかったが、女性たちが自身の「生き方」を問い直し、「生き方」そのものを運動としていくような活動は行われていた（柳原2018:23）。
- 8 「あの・なはん」とは、盛岡弁で「あのねえ」と呼び掛ける言葉
- 9 1984年に中央通一丁目に移転した郵便局の跡地が、利用されないまま放置されていた。当時は一時的に大型バスの駐車場として利用されていたという。現在のプラザおでっの位置にあたる。
- 10 もりおか女性センターは2005年に働く婦人の家を統合した。以後、女性センターは、「もりおか女性センター本館」として、働く婦人の家は「もりおか女性センター別館」として運営された。2015年に「もりおか女性センター別館」が閉館となったことにより、「本館」という言葉は消え、もりおか女性センターに戻った。
- 11 蛇足ながら、この課題に対応する政府の担当部署は「男女共同参画局」であるが、この英語表記はGender Equality Bureau Cabinet Officeである。国外向けには、ジェンダー平等についての対策を行っているとしつつ、国内向けには男女共同参画という言葉で曖昧にしているという批判も可能である。

【参考文献】

- 伊東すみ子, 1985, 「[国連婦人の十年]の歩みと女性差別撤廃条約」日本家政学会『家政学雑誌』36(4), 272-276.
- 岩手県, 1978, 「岩手の婦人対策の方向」.
- 外務省国際連合局, 労働省婦人少年局, 1975, 「世界行動計画 1975年7月1日 国際婦人年世界会議において採択」(女性労働協会行政デジタルアーカイブ 資料番号: 23130).
- 国立婦人教育会館, 1979, 『婦人教育情報』1, 30-31.
- 桜井陽子, 1997, 「女性センター・地域における女性問題解決の拠点たりうるために」杉本貴代栄『社会福祉のなかのジェンダー——福祉の現場のフェミニスト実践を求めて』ミネルヴァ書房.
- 竹村祥子, 2000, 「盛岡市の女性団体とまちづくり」橋本和孝, 吉原直樹編著『都市社会計画と都市空間——盛岡市のまちづくりを中心に』御茶の水書房.
- 中村紀伊, 志熊敦子, 1995, 「女性施設の100年史」横浜市女性協会『女性施設ジャーナル』1, 26-41.
- 西山千恵子, 1995, 「女性政策とジェンダー」神奈川県立かながわ女性センター『かながわ女性ジャーナル』13, 30-44.
- ハタノ, リリアン・テルミ, 2006, 「在日ブラジル人を取り巻く『多文化共生』の諸問題」植田晃次, 山下仁編著『「共生」の内実——批判的社会言語学からの問いかけ』三元社.
- 林陽子, 2010, 「女性差別撤廃条約——30年目の到達点」国立女性教育会館『国立女性教育会館研究ジャーナル』14, 3-14.

古 橋 綾

坂東眞理子, 2004, 『男女共同参画社会へ』 勁草書房.

藤原美妃子, 三宅禎子, 2006, 「地域活動の中の女性——盛岡市の女性組織とアメリカのマイノリティ女性グループとの比較」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』8(2), 29-37.

藤原千賀, 1998, 『事例にみる女性の市民活動と生活』 弘学出版株式会社.

Friedan, Betty, 1963, *The Feminine Mystique* (三浦富美子訳『新しい女性の創造』, 2004 (改訂版), 大和書房).

三成美保, 笹沼朋子, 立石直子, 谷田川知恵, 2019, 『ジェンダー法学入門第3版』 法律文化社.

盛岡市, 2023, 「数字に見る盛岡市の男女共同参画(令和5年度版)」.

盛岡市議会, 1988, 『盛岡市議会議録 昭和63年8月臨時会・昭和63年9月定例会』.

盛岡市議会, 1990, 『盛岡市議会議録 平成2年3月定例会』.

盛岡市議会, 1995, 『盛岡市議会議録 平成7年3月定例会』.

もりおか女性センター, 2021, 「新型コロナウイルス感染症拡大と盛岡におけるシングルマザーの生活・就労環境」.

柳原恵, 2018, 『化外のフェミニズム——岩手・麗ら舎読書会の〈おなご〉たち』 ドメス出版.

労働省婦人少年局, 1977, 「国際婦人年をめぐって(業務参考資料No.75)」(女性労働協会行政デジタルアーカイブ 資料番号: 24075).

【謝辞】 本研究はJSPS 科研費 JP21K17985 の助成を受けたものです。